

西米良漁業協同組合 内共第 1 2 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、西米良漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第 1 2 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、うなぎ、やまめ、もくずがに及びおいかわをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	漁 法
張網	15cm につき 11 節未満の太目の網(ただし、おいかわ漁を除く) 長さ 100m 以内で、一人あたり統数 3 統以内とし、川幅の 2 割以上をあける。
投網	15cm につき 11 節未満の太目の網(ただし、おいかわ漁を除く) 長さ 3m 以内
片手網	15cm につき 11 節未満の太目の網(ただし、おいかわ漁を除く) 長さ 20m 以内
たも網	15cm につき 11 節未満の太目の網(手たもを除く)
筒・釜	15 個以内
柴づけ	15 個以内
延縄	針数 500 本以内

かせ針	針数 500 本以内
かにかご	3 個以内
手釣	3 本まで
竿釣	3 本まで(釣場を 30 分以上離れるときは竿をあげる。)

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6 月 1 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
やまめ	3 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
おいかわ	手釣、竿釣及び金突は 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間内 投網及び片手網は 7 月 1 日から 2 月末日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内 張網は 8 月 1 日から 2 月末日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内
もくずがに	8 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うなぎ	4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 前項の公表は、組合掲示板に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
①石堂川（児湯郡西米良村大字上米良字槇の口）並びに石堂川と本流との合流点から上流 100m 及び下流上米良北堰堤までの水面	周 年
②一ツ瀬橋（児湯郡新富町県道 44 号）から上流 900m 及び下流 300m までの水面	10 月 1 日～12 月 15 日

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	1 5センチメートル
うなぎ	2 5センチメートル
もくずがに	5センチメートル(甲幅)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下の幼児、児童又は生徒のときは無料とし、肢体不自由者又は80歳以上の高齢者のときはそれぞれ各号に掲げる額とする。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料(一般)	遊漁料(80歳以上・肢体不自由者)
あゆ	手釣・竿釣	1日1,500円、1年4,000円	1日1,000円、1年3,000円
うなぎ	手釣・竿釣	1日1,500円、1年4,000円	1日1,000円、1年3,000円
やまめ	手釣・竿釣	1日1,500円、1年4,000円	1日1,000円、1年3,000円
おいかわ	手釣・竿釣	1日1,500円、1年4,000円	1日1,000円、1年3,000円

二 その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料(一般)	遊漁料(80歳以上・肢体不自由者)
あゆ	張網	1日2,500円、1年10,000円	1日2,000円、1年7,000円
	投網・片手網	1日2,500円、1年7,000円	1日2,000円、1年6,000円
	金突	1日1,500円、1年4,000円	1日1,000円、1年3,000円
おいかわ	張網	1日2,500円、1年10,000円	1日2,000円、1年7,000円
	投網・片手網	1日2,500円、1年7,000円	1日2,000円、1年6,000円
	金突	1日1,500円、1年4,000円	1日1,000円、1年3,000円
うなぎ	筒・釜	1日1,500円、1年4,000円	1日1,000円、1年3,000円
	延縄・かせ針	1日1,500円、1年4,000円	1日1,000円、1年3,000円
	金突	1日1,500円、1年4,000円	1日1,000円、1年3,000円

やまめ	金突	1 日 1,500 円、1 年 4,000 円	1 日 1,000 円、1 年 3,000 円
もくずがに	かにかご	1 日 1,500 円、1 年 4,000 円	1 日 1,000 円、1 年 3,000 円

- 2 遊漁料の納付は、内共第 12 号第五種共同漁業権に係る各漁業協同組合事務所又はその指定する場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣、投網又は片手網による遊漁の場合は、当該遊漁を行う場所において、漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所
- (2)承認期間
- (3)魚種
- (4)漁具・漁法
- (5)遊漁区域
- (6)遊漁料の額
- (7)注意事項
- (8)その他参考となるべき事項
- (9)発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1)氏名

(2)有効期間

(3)注意事項

(4)その他必要な事項(組合の実情に応じて記載すること。)

(5)発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和5年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。